

○ニセコビュープラザ設置条例

平成9年3月14日

条例第5号

改正 平成12年3月21日条例第24号

平成14年9月24日条例第37号

平成18年9月25日条例第25号

(目的)

第1条 ニセコ町の地域振興と産業の活性化を図ることを目的とし、ニセコビュープラザ(以下「ビュープラザ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 ニセコビュープラザ

位置 ニセコ町字元町77番地10ほか3筆

(施設)

第3条 ビュープラザの施設は、次のとおりとする。

- (1) 情報プラザ棟
- (2) フリースペース棟
- (3) トイレ棟
- (4) 付帯施設

(職員)

第4条 ビュープラザに必要な職員を置くことができる。

(使用の承諾)

第5条 ビュープラザにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の承諾を受けなければならない。

- (1) ニセコ町の特産品の宣伝及び販売、その他これに類する行為
- (2) その他、ビュープラザを占用して使用する場合

2 町長は、前項により承諾する場合、管理運営上必要と認めたときは、その使用に関し、条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 町長の承諾を受けた者以外は、ビュープラザにおいて、物品の宣伝及び販売、寄付の要請、その他これに類する行為をしてはならない。

(使用料)

第7条 第5条第1項により使用承諾を受けた使用者(以下「使用者」という。)は、ニセコ町
使用料等徴収に関する条例(平成元年ニセコ町条例第11号)に定める使用料を納付しな
ければならない。

(使用料の免除)

第7条の2 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用料を免除することがで
きる。

- (1) 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するとき。
- (2) 地域振興上、町長が必要と認めるとき。

(転貸使用の禁止)

第8条 使用者は、その使用の承諾を他に転貸し、又は譲渡してはならない。

(現状変更の禁止)

第9条 使用者は、使用の承諾目的以外の用途に供し、又は使用する施設の現状を変更して
はならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第10条 ビュープラザの施設を損傷し、又は滅失した者は、その損害について賠償しな
ければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日条例第24号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第37号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月25日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。